

令和元年

第20回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

## 令和元年第20回教育委員会会議 議事録

1 期 日 令和元年12月26日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時

4 閉 会 午後2時55分

5 出席者 教育長 米田 進

委員 岩佐 信宏

伊藤佐知子

大塚和歌子

伊勢 昌弘

吉村 昌之

6 説明のための出席者

教育次長 太田政和

教育次長 渡部克宏

総務課長 片村有希

教職員給与課長 真田郁朗

義務教育課長 石川政昭

高校教育課長 伊藤雅和

生涯学習課主幹兼班長 太田洋平

7 会議に付した事項

議案第53号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第54号 公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第55号 秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則及び秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案

議案第56号 市町村立学校職員の育児休業等に関する規則案

議案第57号 秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案

8 可決した事項

議案第53号 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第54号 公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則案

議案第55号 秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則及び秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案

議案第56号 市町村立学校職員の育児休業等に関する規則案

議案第57号 秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案

9 報告事項

- ・令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（11月30日現在）

10 会議の要旨

【米田教育長】

それでは、ただいまから令和元年第20回教育委員会会議を開催いたします。  
本日の議事録署名員は、2番伊藤委員と3番大塚委員にお願いします。

【米田教育長】

審議に入る前に、教育委員の再任について申し上げます。吉村委員が12月23日付けで再任されました。12月22日に一期目の任期が終了し、翌23日から引き続き二期目として就任いただくこととなります。今後ともよろしく願いいたします。

【米田教育長】

それでは議事に入ります。まずはじめに、議案第53号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案」について、教職員給与課長から説明をお願いします。

【教職員給与課長】

議案第53号「市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案」説明概要

- ・12月20日に閉会した12月議会において、「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」が議決されたことに伴い、関係する規則を改正するものである。

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【米田教育長】

今回の改正を具体的に説明できる部分はありますか。

【教職員給与課長】

例えば資料の3頁の医療職給料表昇格時号給対応表を見ていただくと、これまでは1級から2級に昇格した場合、79号級から46号級に上がっていました。しかし、これでは上げ幅が大きすぎるということで、今回の改正で46号級ではなく、45号級に下げています。

【米田教育長】

他にございませんか。

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第53号を原案どおり可決するということによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第53号を原案どおり可決します。

次に、議案第54号「公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則案」について、義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第54号「公立学校教員に係る教育公務員特例法第二十五条の二第五項及び第六項の規定に基づく手続等に関する規則の一部を改正する規則案」説明概要

・教育公務員特例法の一部改正に伴い、所要の規定を整理するものである。

【米田教育長】

議案第54号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

【米田教育長】

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

では、表決を採ります。

議案第54号を原案どおり可決することによろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第54号を原案どおり可決します。

次に、議案第55号「秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則及び秋田県立学校職員

の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案」について、義務教育課長から説明をお願いします。

**【義務教育課長】**

議案第55条「秋田県市町村立学校職員の人事評価に関する規則及び秋田県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則案」説明概要

- ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、会計年度任用職員等を人事評価の対象にする必要が生じたため、規則案を改正するものである。

**【米田教育長】**

議案第55条について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

**【米田教育長】**

会計年度任用職員制度について説明してください。

**【義務教育課長】**

これまでは非常勤講師という形で授業だけに入る職員がいましたが、これからは会計年度任用職員として一年間は一般職員として雇うこととなります。地方公務員法の中の一般職員となれば、人事評価の対象になりますので、会計年度任用職員も人事評価の対象となります。それに合わせて、臨時講師についても、改正前は人事評価を必ず行う対象ではありませんでしたが、会計年度任用職員と共に、人事評価の対象とする規則の改正が行われました。

**【吉村委員】**

資料2頁の改正前の欄の第十二条に講師の人事評価に関する記載があり、改正後の第二条の2に「臨時的任用職員の人事評価は、前項に準じて行うこととする」とありますが、人事評価は、誰が行うのですか。

**【義務教育課長】**

実は規則の中に人事評価の対象者や評価者及び調整者が誰であるかを記載した表がありますが、本会議の資料では省略されております。申し訳ございません。

**【米田教育長】**

不足している資料は後でお渡しします。

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【米田教育長】**

では、表決を採ります。

議案第55号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【米田教育長】**

それでは、議案第55号を原案どおり可決します。

次に、議案第56号「市町村立学校職員の育児休業等に関する規則案」について、義務教育課長から説明をお願いします。

**【義務教育課長】**

議案第56号「市町村立学校職員の育児休業等に関する規則案」説明概要

- ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、一般非常勤職員の育児休業等に関し関係する規則を改正するものである。
- ・これまで育児休業等は非常勤職員に認められてこなかったが、法改正に伴い今後は一般職の非常勤講師が出てくるため、育児休業を取得することができるように規則を改正するものである。

**【米田教育長】**

議案第56号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

**【伊藤委員】**

非常勤講師が育児休業を取得した場合は、また非常勤講師が採用されるということですか。

**【義務教育課長】**

代替者として会計年度任用職員を充てるのが制度上可能になります。

**【大塚委員】**

今まではこのような制度がなく、今回の規則改正により取得することができるということは、日数によって育児手当が発生するということですか。

**【教職員給与課長】**

正職員の場合は公立学校共済組合から6割ほど育児手当が出ますが、非常勤職員には通常支払われません。

**【伊藤委員】**

今までなかった法律ですので、育児休業を取得したいと言い出すことは難しいと思うのですが、その辺は権利ですので取得したいと言い出す方はいると思います。そもそも非常勤職員となることを選択する場合、最初から育児休業を取りますという人は採用されにくいと思うのですが、い

かがでしょうか。

**【義務教育課長】**

一定期間勤務して途中から育児休業を取得するケースは可能です。しかし、4月1日から勤務したいが、その時点から育児休業を取得したいということであれば、制度上取得は可能ですがやはり採用は難しいと思います。

**【伊藤委員】**

介護などゴールが見えない問題もあります。介護があるから仕事をやめるという方も多いです。

**【義務教育課長】**

育児休業や介護休暇を含めて年次休暇、特別休暇等をどういう形で取れるかということは、会計年度任用職員に関することについて、小学校や中学校であれば市町村教育委員会や校長に直接説明しますし、当然応募者にも説明が必要です。説明する機会を年度内に設けることの他に、年明けには各学校の校長に説明し理解を示してもらおう機会を設けます。

**【米田教育長】**

おそらく色々なケースが出てくると思いますし、最終的に学校側も困ったら県に問い合わせると思います。いずれ、校長先生だけに制度の概要を説明すれば、全てを理解できるとは私は思えませんので、事務職員や専門員など他の方にもきちんと説明し、周知する必要がありそうですね。

**【義務教育課長】**

おっしゃるとおりです。

**【米田教育長】**

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【米田教育長】**

では、表決を取ります。

議案第56号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【米田教育長】**

それでは、議案第56号を原案どおり可決します。

次に、議案第57号「秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改

正する規則案」について、中山生涯学習課長がインフルエンザにより出席できないため、生涯学習課調整・企画班の太田洋平主幹兼班長から説明をお願いします。

**【太田主幹兼班長】**

議案第57号「秋田県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則案」説明概要

- ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものである。
- ・引用している法律の条項が繰り上がったことに伴う改正である。
- ・県立学校では現在、矢島高等学校、由利支援学校、大曲工業高等学校及び六郷高等学校の4校がコミュニティ・スクールを設置している。

**【米田教育長】**

議案第57号について説明していただきましたが、質疑等ございませんか。

**【伊藤委員】**

引用している法律の条項が繰り上がったということですが、具体的にどこがどう繰り上がったのでしょうか。

**【太田主幹兼班長】**

学校運営協議会の設置等に関する内容は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の6に定められていましたが、第47条の3が削除されたことに伴い、一つ繰り上がりました。

**【伊藤委員】**

削除された第47条の3の内容を教えてください。

**【太田主幹兼班長】**

削除された第47条の3の内容は、県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱いに関することでした。非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法については、都道府県の条例で定めるという項目が第47条の3でありましたが、今回の改正で削除されました。

**【米田教育長】**

学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして動いている小・中学校は多くなってきましたが、県立高校については、現状は4校とまだまだ少ないです。

**【米田教育長】**

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

**【全委員】**



異議なし。

**【米田教育長】**

では、表決を採ります。

議案第57号を原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

**【全委員】**

異議なし。

**【米田教育長】**

それでは、議案第57号を原案どおり可決します。

次に、報告事項の「令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（11月30日現在）」について、高校教育課長から説明をお願いします。

**【高校教育課長】**

報告事項「令和2年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（11月30日現在）」説明概要  
・11月30日現在の公立全日制、定時制高校及び私立高校の就職内定状況をまとめたもの。

**【米田教育長】**

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

**【岩佐委員】**

民間と公務員を併願、公務員と公務員を併願するケースはありますか。

**【高校教育課長】**

どちらのケースもございます。公務員の方が決定が遅い傾向がありますので、一般企業の中には公務員試験の結果が出るまで内定承諾書の提出を猶予するなどの配慮もいただいているところもあります。

**【伊藤委員】**

この話と直接関わるかは疑問ですが、家族が他の人から聞いてきた話によると、県からの要望や圧力により、民間の企業が頑張って採用しているということがあるそうです。新規採用者がやめることを見越しているのか、必要以上に採用枠を広げていて、民間企業側は苦しいということも聞いております。県として就職先の開拓の為に企業側に要望や圧力をかけるということは、現実としてあるのでしょうか。

**【高校教育課長】**

私も聞きながら驚いております。県内就職促進ということで、若い人材を県内に定着させようと知事部局や教育委員会として、全県的に取り組んでいることは事実です。ただ、それを圧力をもってお願いすることはありえません。ハローワークや高校教育課が配置している就職支援員が

各企業にこのような良い生徒がいるので採用してもらえないか、ということでお願いをすることはあります。しかし、やはり試験を経て評価されてからの入社が原則であり、押しつけるような動きはないと思います。

**【米田教育長】**

この資料は11月30日時点の資料で、現在だいぶ状況は変わってきていると思いますが、公務員の発表はどうなっていますか。

**【高校教育課長】**

公務員は募集の職種によって発表時期が異なります。調査の期日以降に数校に電話で確認したところ、例えば県北地区のある高校によると、調査時点で公務員試験の結果待ちが23名おり、12月25日時点では23名のうち16名が合格していました。まだ結果待ちの生徒が3名いるようです。警視庁や地方公務員がまだ発表されていません。

**【米田教育長】**

次回報告する際は12月15日現在の資料になりますか。

**【高校教育課長】**

12月は中旬と下旬の状況を取りまとめます。

**【米田教育長】**

まとめ次第、新しい情報をお知らせします。

**【米田教育長】**

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。  
特になければ、以上で本日の会議を閉じます。  
お疲れさまでした。